

健康診断ハンドブック

《一般健康診断》

●定期健康診断	1
●雇入時の健康診断	1
●海外派遣労働者の健康診断	1
●特定業務従事者の健康診断	2
●パート・アルバイトの健康診断	2
●給食従業員の検便	3
●深夜業務従事労働者の自発的健康診断	3
●労災保険制度による二次健康診断等給付	3

《指導勧奨による健康診断》

●指導勧奨による健康診断一覧	14
●騒音健康診断	14
●腰痛健康診断	15
●振動健康診断	16
●情報機器作業健康診断	17

《特殊健康診断》

●有機溶剤等健康診断	4
●特別有機溶剤に係る特定化学物質健康診断	5
●特定化学物質健康診断	6
●鉛健康診断	9
●電離放射線健康診断	9
●高気圧業務健康診断	10
●四アルキル鉛健康診断	10
●歯科健康診断	10
●石綿健康診断	11
●じん肺健康診断	11
◆健康管理手帳制度	13

《健康診断実施後の措置》

◆健康診断結果の記録と保存	18
◆健康診断結果報告書の所轄労働基準監督署長への提出	18
◆事後措置の流れ	18

定期健康診断・雇入時の健康診断

労働安全衛生規則第 43 条
労働安全衛生規則第 44 条

労働者を 1 人でも雇用している事業者は、1 年以内ごとに 1 回定期に健康診断を実施することが法令で義務づけられています。また、新しく労働者を雇い入れるときは、雇入れの直前又は直後に健康診断を実施しなければなりません。なお、雇入時の健康診断は、適正配置や雇入れ後の健康管理のためのもので、採用選考のためのものではありません。

検査項目		定期 (第 44 条)	雇入時 (第 43 条)
①	既往歴及び業務歴の調査	○	○
②	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○
③	身長	①	○
	体重	○	○
	腹囲	③	○
	視力	○	○
	聴力	○※1	○
④	胸部エックス線検査	④	○
	喀痰検査	⑤	×
⑤	血圧の測定	○	○
⑥	貧血検査		
	血色素量 赤血球数	② ②	○ ○
⑦	肝機能検査		
	GOT	②	○
	GPT γ-GTP	② ②	○ ○
⑧	血中脂質検査		
	血清トリグリセライド	②	○
	HDL コレステロール LDL コレステロール	② ②	○ ○
⑨	血糖検査	②	○
⑩	尿検査		
	蛋白 糖	○ ○	○ ○
⑪	心電図検査	②	○

■医師が必要でないと認める場合に省略できる基準（定期健康診断）

- ① 20 歳以上の者
- ② 40 歳未満(35 歳を除く)の者
- ③ ・40 歳未満(35 歳を除く)の者
・妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの
・BMI が 20 未満である者
・BMI が 22 未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
- ④ 40 歳未満の者(20 歳 25 歳 30 歳及び 35 歳を除く)で、以下のア、イのいずれにも該当しないもの
ア 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等の労働者
イ じん肺法で 3 年に 1 回のじん肺健康診断の対象とされている労働者
- ⑤ 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者、胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者又は胸部エックス線検査を省略することができる者(④のア及びイ)

※1: 1000 及び 4000 ヘルツの音を用いて、オージオメーターで検査する必要がありますが、45 歳未満(35、40 歳を除く)の者については、他の検査方法(音叉など)に代えることができます。

◀雇入時の健康診断では、検査項目を省略することはできませんが、医師による健康診断を受けてから 3 月を経過しない者を雇用する場合に、その者がその健康診断結果の書面を提出した時は、その健康診断で受診した項目を省略できます。▶

検査項目の省略は、医師が個々の労働者について総合的に判断すべきものです。
年齢等で機械的に決定してはいけません。



海外派遣労働者の健康診断

労働安全衛生規則第 45 条の 2

労働者を 6 月以上海外に派遣しようとするときは、あらかじめ次の項目の健康診断を実施しなければなりません。また 6 月以上海外勤務した労働者を帰国させ、国内の業務に就かせるときも、健康診断を行わなければなりません。

必ず実施しなければならない項目

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査(血色素量、赤血球数)
- ⑦ 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)
- ⑧ 血中脂質検査(血清トリグリセライド、HDL コレステロール、LDL コレステロール)
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
- ⑪ 心電図検査

医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

- ⑫ 腹部画像検査(胃部エックス線検査、腹部超音波検査)
- ⑬ 血液中の尿酸の量の検査
- ⑭ B 型肝炎ウイルス抗体検査
- ⑮ ABO 式及び Rh 式の血液型検査(派遣前に限る)
- ⑯ 糞便塗抹検査(帰国時に限る)

■医師が必要でないと認める場合に省略できる項目と要件

- ① 身長: 20 歳以上の者
- ② 喀痰検査: 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者

特定業務従事者の健康診断

労働安全衛生規則第 45 条

深夜業などの特定業務※に常時従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期的に、定期健康診断と同じ項目の健康診断を実施しなければなりません。

検査項目

検査項目は定期健康診断と同じです。
ただし、胸部エックス線検査及び喀痰検査については、1年以内ごとに1回定期に行えば足りります。



■特定業務従事者に対する健康診断の省略基準

- 身長検査、腹囲検査、喀痰検査、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査:定期健康診断の省略基準と同様。
- 貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査:前回検査を受けた者で、医師が必要でないと認めるときは、全部又は一部を省略できます。
- 聴力検査:前回聴力検査を受けた者又は45歳未満の者(35歳及び40歳の者を除く)は、医師が適当と認める方法によることができます。
- 雇入れ時の健康診断、特殊健康診断を受けた者については、その健康診断実施日から6月以内に限り、受けた検査項目を省略できます。

※特定業務とは(労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務)

- | | |
|-------------------------------------|--|
| イ 多量の高温物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 | チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務 |
| ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務 | リ 坑内における業務 |
| ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務※2 | ヌ 深夜業を含む業務※1 |
| ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務※2 | ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務※2 |
| ホ 異常気圧下における業務 | ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務※2 |
| ヘ さく岩機、鋳打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務 | ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務 |
| ト 重量物の取り扱い等重激な業務 | カ その他厚生労働大臣が定める業務(未制定) |

※1「深夜業を含む業務」とは業務の常態として深夜業(22:00～翌5:00)を1週1回以上又は1月に4回以上行う業務をいいます。(S23.10.1 基発第1456号)

※2有機溶剤・特定化学物質・鉛・電離放射線・粉じん作業などに従事する労働者については、別途省令等にて特殊健康診断の実施が義務づけられています。

パート・アルバイトの健康診断

「短時間労働者に係る労働条件の確保・改善について」(H20.2.15 基発0215004) など

パート・アルバイト等の短時間労働者についても、常時使用する短時間労働者※に対しては、次のとおり、労働安全衛生法の規定に基づく健康診断を実施しなければなりません。

- ア 雇入れの際に行う健康診断及び1年以内ごとに1回、定期に行う健康診断【雇入・定期健康診断】
- イ 深夜業を含む業務等に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回定期に行う健康診断【特定業務従事者に対する健康診断】
- ウ 一定の有害な業務に常時従事する者に対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後定期に行う特別の項目についての健康診断【有機溶剤等健康診断などの特殊健康診断】
- エ その他必要な健康診断



※「常時使用する短時間労働者」とは、次の①及び②のいずれの要件をも満たす者です。

- ① 期間の定めのない労働契約により使用される者であること。(以下の者を含みます)
 - ・期間の定めのある労働契約により使用される者であって、契約期間が1年※以上である者
 - ・期間の定めのある労働契約により使用される者であって、契約更新により1年※以上使用されることが予定されている者
 - ・期間の定めのある労働契約により使用される者であって、契約更新により1年※以上引き続き使用されている者※「1年」とあるのは、「特定業務従事者」については6月となります
- ② その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。
 - ◆ 1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3未満である短時間労働者であっても、上記の①の要件に該当し、1週間の労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数のおおむね2分の1以上である者に対しても実施することが望ましいとされています。

給食従業員の検便

労働安全衛生規則第 47 条

事業場附属の食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際又は当該業務へ配置替えの際に、検便を行わなければなりません。検便による健康診断とは、伝染病保菌者発見のための細菌学的検査のことです。

深夜業務従事労働者の自発的健康診断

労働安全衛生規則第 50 条の 2

深夜業(午後 10 時から午前 5 時までの間における業務)に従事する労働者の健康管理の充実を図るため、自発的健康診断制度が設けられています。

これは、深夜業務従事者が自己の健康に不安を有し、事業者が実施する次回健康診断の実施を待てない場合に、労働者自らの判断で健康診断を受診し、その結果を事業者に提出することにより、特定業務健康診断の場合と同様の事後措置を講ずることを事業主に義務付けるものです。

■自発的健康診断の要件

常時使用される労働者であって、過去 6 月間に平均して 1 月当り 4 回以上、深夜業(午後 10 時から午前 5 時までの間における業務をいう。)に従事した労働者が対象となります。

■自発的健康診断の受診と事業者への健診結果の提出

対象となる労働者は自ら受けた健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出できます。

自発的健康診断の項目は、定期健康診断(労働安全衛生規則第 44 条)の項目の全部又は一部です。

また、事業者に自発的健康診断の結果を提出することができるのは、当該健康診断を受けた日から 3 月以内です。

■事業者の事後措置の義務

事後措置の義務等は定期健康診断と同じです。(18 ページ参照)

なお、自発的健康診断結果についても健康診断個人票への記録が必要です。



労災保険制度による二次健康診断等給付

労働者災害補償保険法第 26 条

二次健康診断等給付は、労働安全衛生法令に基づき行われた直近の定期健康診断等(一次健康診断)で、下記の「給付の要件」に該当した場合、労働者の請求に基づき、労災保険の給付として二次健康診断及び特定保健指導が受けられるというものです。

■給付の要件

一次健康診断の結果、次のすべての検査項目について異常の所見があると診断されたときに二次健康診断給付を受けることができます。(但し、一次健康診断又はその他の機会に、医師により脳・心臓疾患の症状を有していると診断された方、労災保険の特別加入者は対象外です。)

①血圧検査 ②血中脂質検査 ③血糖検査 ④腹囲の検査またはBMI(肥満度)の測定

※一次健康診断の担当医師より、①から④の検査項目において「異常なし」と判断された場合であっても、労働安全衛生法に基づき事業場に選任されている産業医等が就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見を認めた場合には、産業医等の意見を優先します。

■給付の内容

労災病院又は労働局長が指定する病院・診療所において、直接、二次健康診断及び特定保健指導を無料で受診できます。

二次健康診断

脳血管と心臓の状態を把握するために必要な検査で、具体的には次の検査を行います。

- ①空腹時血中脂質検査
- ②空腹時血糖値検査
- ③ヘモグロビンA1C検査(一次健康診断で受検していない場合のみ)
- ④負荷心電図検査又は胸部超音波検査(心エコー検査)のいずれか一方の検査
- ⑤頸部超音波検査(頸部エコー検査)
- ⑥微量アルブミン尿検査(一次健診の尿蛋白検査で疑陽性(±)又は弱陽性(+)の所見が認められた場合のみ)

特定保健指導

二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症を予防するため、医師または保健師の面接により行われる保健指導です(二次健康診断の結果、脳・心臓疾患の症状を有していると診断された場合は、特定保健指導は実施されません。)

- ①栄養指導
- ②運動指導
- ③生活指導

■給付請求の方法

二次健康診断等給付を受けようとする方は、「二次健康診断等給付請求書」(様式 16 号の 10 の 2) に必要事項を記入し、一次健康診断の結果(一次健康診断の結果の写しなど)を証明する書類を添付して、労災病院又は労働局長が指定する病院・診療所を経由して所轄の労働局に請求することとなります。

(注)請求にあたっての注意事項

- ①二次健康診断等給付の請求は、一次健康診断の受診日から 3 月以内に行う必要があります。
- ②二次健康診断等給付は 1 年度内(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間)に 1 回のみです。

有機溶剤等健康診断

有機溶剤中毒予防規則第 29 条

有機溶剤業務※に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に健康診断を実施しなければなりません。

※「有機溶剤業務」とは、下記の業務で屋内作業場等(第3種有機溶剤等はタンク等の内部に限る。)において行うものが該当します。

イ有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
 ロ染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのもの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務
 ハ有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
 ニ有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
 ホ有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
 ヘ接着のためにする有機溶剤等の塗布の集務
 ト接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務
 チ有機溶剤等を用いて行う洗浄(フに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。)又は払しょくの業務
 リ有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務(フに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。)
 ニ有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
 ル有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務
 ヲ有機溶剤等を入れたことのあるタンク(有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。)の内部における業務

※「有機溶剤等」には、有機溶剤、有機溶剤含有物(有機溶剤が重量の5%を超えて含有されている物質)が該当します。

1 第1種有機溶剤等

- ① 1,2-ジクロロエチレン(二塩化アセチレン)、二硫化炭素
- ② ①のみから成る混合物
- ③ ①とそれ以外の物との混合物で①を当該混合物の重量の5%を超えて含有するもの

2 第2種有機溶剤等

- ① アセトン、イソブチルアルコール、イソプロピルアルコール、イソペンチルアルコール(イソアミルアルコール)、エチルエーテル、エチレンジクロールモノエチルエーテル(セロソルブ)、エチレンジクロールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)、エチレンジクロールモノノルマルブチルエーテル(ブチルセロソルブ)、エチレンジクロールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)、オルト-ジクロロベンゼン、キシレン、クレゾール、クロルベンゼン、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸イソペンチル(酢酸イソアミル)、酢酸エチル、酢酸ノルマルブチル、酢酸ノルマルプロピル、酢酸ノルマルペンチル(酢酸ノルマルアミル)、酢酸メチル、シクロヘキサノール、シクロヘキサノン、N,N-ジメチルホルムアミド、テトラヒドロフラン、1,1,1-トリクロロエタン、トルエン、ノルマルヘキサノール、1-ブタノール、2-ブタノール、メタノール、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン、メチルノルマルブチルケトン
- ② ①のみから成る混合物
- ③ ①とそれ以外の物との混合物で、①又は1の①を当該混合物の重量の5%を超えて含有するもの(1の③を除く)

3 第3種有機溶剤等

- ① ガソリン、コールタールナフサ、石油エーテル、石油ナフサ、石油ベンジン、テレピン油、ミネラルスピリット
- ② ①のほか、第1種有機溶剤等、第2種有機溶剤等以外のもの

必ず実施しなければならない項目

- ①業務の経歴の調査
- ②作業条件の簡易な調査(※1)
- ③・有機溶剤による健康障害の既往歴の調査
 - ・有機溶剤による自覚症状及び他覚症状(※2)の既往歴の有無の検査
 - ・⑤の既往の検査結果の調査
 - ・有機溶剤による④、⑥～⑧及び⑩～⑬の項目の既往の異常所見の有無の調査
- ④有機溶剤による自覚症状または他覚症状※と通常認められる症状の有無の検査

※1 「作業条件の簡易な調査」は労働者のばく露状況を把握するため、次の項目の労働者からの聴取や、衛生管理者等から作業環境測定の結果等をあらかじめ聴取する方法があります。

1.前回の特殊健診以降の作業条件の変化 2.環境中の有機溶剤の濃度に関する情報 3.作業時間 4.ばく露の頻度 5.有機溶剤の蒸気の発散源からの距離 6.保護具の使用状況 7.経費吸収されやすい物質については、皮膚接触の有無 など

※2 自覚症状または他覚症状については、医師が次の項目のすべてをチェックしなければなりません。(H.文.8.22 基発 462)

- 1.頭重 2.頭痛 3.めまい 4.悪心 5.嘔吐 6.食欲不振 7.腹痛 8.体重減少 9.心悸亢進 10.不眠 11.不安 12.焦燥感 13.集中力の低下 14.振戦 15.上気道又は眼の刺激症状 16.皮膚又は粘膜の異常 17.四肢末端部の疼痛 18.知覚異常 19.握力減退 20.膝蓋腱・アキレス腱反射異常 21.視力低下 22.その他

医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

- ⑨作業条件の調査
- ⑩貧血検査
- ⑪肝機能検査
- ⑫腎機能検査
- ⑬神経学的検査



有機溶剤の種類に応じ実施しなければならない項目

- ⑤尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査
- ⑥肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)
- ⑦貧血検査(血色素量、赤血球数)
- ⑧眼底検査

■尿中の代謝物の量の検査、肝機能検査、貧血検査、眼底検査を実施しなければならない有機溶剤

有機溶剤の種類	検査項目			
	尿中の代謝物	肝機能	貧血	眼底
キシレン、1,1,1-トリクロロエタン、トルエン、ノルマルヘキサノール	○			
N,N-ジメチルホルムアミド	○	○		
オルト-ジクロロベンゼン、クレゾール、クロルベンゼン、1,2-ジクロロエチレン		○		
エチレンジクロールモノエチルエーテル、エチレンジクロールモノエチルエーテルアセテート、エチレンジクロールモノノルマルブチルエーテル、エチレンジクロールモノメチルエーテル			○	
二硫化炭素				○

■尿中の代謝物の量の検査内容

対象物質	検査内容
キシレン	尿中メチル馬尿酸
トルエン	尿中馬尿酸
1, 1, 1-トリクロロエタン	尿中トリクロロ酢酸または総三塩化物
ノルマルヘキサノール	尿中 2,5-ヘキサジオン
N,N-ジメチルホルムアミド	尿中 N-メチルホルムアミド

■尿の採取時期について

尿の採取時期は、尿中の有機溶剤の代謝物の濃度が最も高値を示す時期とすべきものである。

作業日が連続している場合においては、連続した作業日のうちで後半の作業日の当該作業終了時(注)に行うことが望ましいが、有機則列表中、尿中のメチル馬尿酸の量の検査、尿中のN-メチルホルムアミドの量の検査、尿中のマンデル酸の量の検査、尿中の馬尿酸の量の検査並びに尿中の2・5-ヘキサジオンの量の検査のための尿の採取時期については、連続した作業日の最初の日を除いた、いずれの作業日の作業終了時でも差し支えないこと。

(注)「連続した作業日のうちで後半の作業日の当該作業終了時」とは、例えば、月曜日から金曜日まで連日ほぼ同一時間当該有機溶剤業務に従事している労働者の場合、木曜日又は金曜日の当該作業終了時をいうこと。また、「作業終了時」とは、例えば9時から17時まで当該有機溶剤業務に従事している労働者の場合、17時頃をいい、この場合の尿の採取方法は、15時前後に排尿した後、17時頃に尿を採取するものであること。

■尿の保存方法について

採取した尿は、可及的速やかに検査することが望ましいものであること。

尿の保存は、冷凍保存を原則とするが、冷蔵保存する場合は、特に尿の腐敗等による検査値への影響を考慮すべきものであること。



健康診断の費用負担は事業者。

定期健康診断など、法令で実施が義務づけられている健康診断の実施に要した費用について、通達は、「法で事業者健康診断の実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきものであること」としています(昭和47年9月18日付け基発第602号)。

したがって、定期健康診断や特殊健康診断の受診費用は事業者が負担しなければなりません。

■尿中の代謝物の量の検査の省略要件(医師が必要でないとする場合)

a 尿中の馬尿酸の量の検査以外の検査(①から④の全てを満たす場合に限り)

- ①前回の健康診断を起点とする連続過去3回の有機溶剤健康診断において、異常と思われる所見が認められないこと。
- ②「尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査」については、前回の当該検査を起点とする連続過去3回の検査の結果、明らかな増加傾向や急激な増減がないと判断されること。
- ③今回の当該健康診断において、有機溶剤による自覚症状または他覚症状のすべてについて、その有無を検査し、その結果、異常と思われる所見がないこと。ただし、これらの症状が、有機溶剤以外の要因によると判断される場合は、この限りではない。
- ④作業環境の状態および作業の状態等が従前と変化がなく、かつその管理が適切に行われていると判断されること。

b 尿中の馬尿酸の量の検査

上記aの①から④の条件をすべて満たす場合、または上記aの①③④及び以下の⑤の条件をすべて満たす場合のいずれか。

- ⑤前回の作業環境測定を起点とする連続過去3回の作業環境測定の結果の評価がすべて第1管理区分であること。

■その他

イ 尿の排泄量が極端に多いか又は少ない尿を用いることは、検査結果に影響を与えるので、適切な水分摂取について指導することが必要であること。

ロ 飲酒は、検査結果に影響を与えるので、尿の採取前日から採取までの間は飲酒を控えるよう、あらかじめ労働者に対しその旨指導することが必要であること。

ハ ※テトラクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、※トリクロロエチレンに係る有機溶剤等に係る尿中代謝物の検査については、検査すべき尿中代謝物が同一であるので、これらの有機溶剤等を2以上使用している場合、有機溶剤の種類と作業環境空气中濃度を考慮のうえ検査結果を評価することが必要であること。

ニ 尿中の馬尿酸の量は、いちご、すもも等の果実摂取や安息香酸を含有する清涼飲料水等の摂取によっても変動することがあるので、検査の際には、これらの摂取状況を確認することが必要であること。なお、摂取したことが明らかである場合には、別に適切な日を選んで実施することが望ましいものであること。

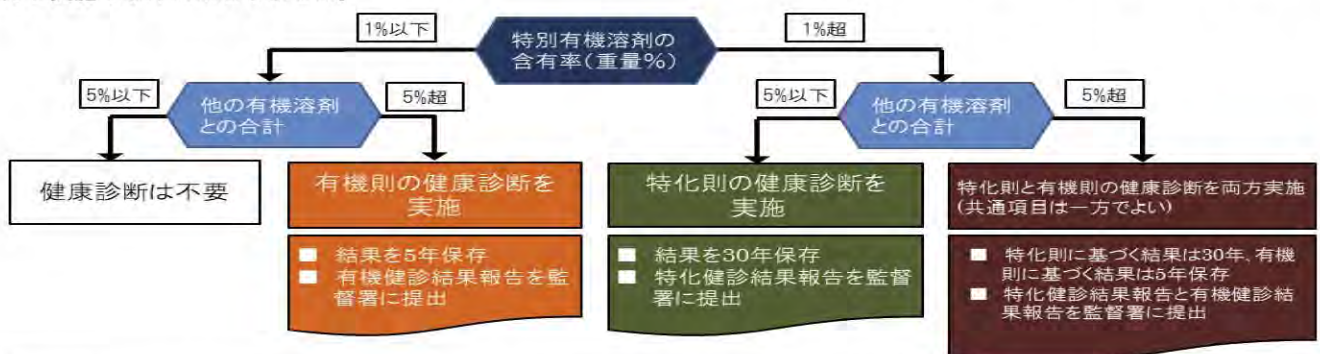
ホ 有機溶剤等健康診断結果報告書における分布の区分は、正常・異常の鑑別を目的としたものではないこと。

※現在は特定化学物質に分類されています。

特別有機溶剤に係る特定化学物質健康診断

特定化学物質障害予防規則第41条の2
有機溶剤中毒予防規則第29条準用

特別有機溶剤業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、特別有機溶剤の含有率と他の有機溶剤の含有率に応じて、「特定化学物質健康診断」、「有機溶剤等健康診断」、あるいはその両方を実施しなければなりません。



- ◆特別有機溶剤(12物質)：クロホルムほか9物質(クロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、ステレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン)、エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパン
- ◆特別有機溶剤業務
クロホルムほか9物質を用いて行う有機溶剤業務(クロホルム等有機溶剤業務)、エチルベンゼン塗装業務、1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務

特定化学物質健康診断

特定化学物質障害予防規則第 39 条

特定化学物質を取り扱う労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごと（検査項目によっては1年以内ごと）に1回定期に、物質ごとに定められた項目の健康診断を実施しなければなりません。また、特定化学物質を取り扱う業務（労働安全衛生法施行令第22条第2項の業務に限る。）に、常時従事したことのある労働者で、現に雇用している者に対しても6月以内ごとに同種の健康診断を実施しなければなりません。

特定化学物質健康診断は、第一次検査と第二次検査にわかれています。第一次検査で有所見となり、医師が必要と認める場合は第二次検査を行わなければなりません。

第一次検査項目は、下表のとおりです。第二次検査項目については、特定化学物質障害予防規則の別表第4で確認してください。

なお、エチレンオキド及びホルムアルデヒドについては、特化則に基づく特殊健康診断を行う必要はありませんが、安衛則第45条に基づく一般健康診断を配置替え時及びその後6月以内ごとに1回、定期に、行わなければなりません。

記号	主な健康診断項目
A	業務経歴の調査
B	作業条件の簡易な調査
C	自・他覚症状の既往歴の有無の検査
D	自・他覚症状の有無の検査
E	皮膚所見の有無の検査
F	胸部エックス線直接撮影
G	尿中の蛋白の有無の検査
H	尿中の潜血検査
I	必要な肝機能検査

【下表注釈】

※1 特化則第2条の2に規定されるクロロホルム等有機溶剤業務を指します。（4ページの「有機溶剤業務」とは』の説明における有機溶剤を当該物に置き換えたものとしてお考えください。）

※2 「医師が必要と認める場合」に行う検査の要否の判断は、業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、他覚症状及び自覚症状の既往歴の有無の検査、前回までの健診結果を踏まえて判断することとなっています。

※3 「作業条件の簡易な調査」については、有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等と同様です。

物質別の第一次検査項目（特化則別表3）※概要

本表は概要ですので、健診項目の詳細は特化則別表3を確認してください。

業務(物質)		期間	健康診断項目(記号)
(1)	ベンジン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E、H(A、B、Eは常時従事労働者に限る) ○医師が必要と認める場合(※2)は、尿沈渣(さ)検鏡の検査、又は、尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査
(2)	ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、F(A、B、Fは常時従事労働者に限る。Fは当該業務に3年以上従事した場合)
(3)	ペーターナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E、H(A、B、Eは常時従事労働者に限る) ○医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査、又は、尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査
(4)	ジクロロベンジン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E、H(A、B、Eは常時従事労働者に限る) ○医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査、又は、尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査
(5)	アルファーナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E、H(A、B、Eは常時従事労働者に限る) ○医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査、又は、尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査
(6)	塩素化ビフェニル等を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E
(7)	オルトトリジン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、H(A、Bは常時従事労働者に限る) ○医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査、又は、尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査
(8)	ジアニシジン及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E、H(A、B、Eは常時従事労働者に限る) ○医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査、又は、尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査
(9)	ベリリウム等を製造し、又は取り扱う業務	6月 1年	A、B、C、D、E、(A、Bは常時従事労働者に限る) ○肺活量の測定 F
(10)	ベンゾトリクロド(これをその重量の0.5パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E、F(A、Bは常時従事労働者に限る。Fは令第23条第9号の業務に3年以上従事した場合)
(11)	アクリルアミド(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E
(12)	アクリロニトリル(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D
(13)	アルキル水銀化合物(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E
(14)	インジウム化合物(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D(A、Bは常時従事労働者に限る) ○血清インジウムの量の測定 ○血清シアル化糖鎖抗原 KL-6 の量の測定 ○胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査(雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断に限る。)
(15)	エチルベンゼン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(塗装業務に限る。)	6月	A、B、C、D (A、Bは常時従事労働者に限る) ○尿中のマンデル酸の量の測定(常時従事労働者に限る。)
(16)	エチレンイミン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E (A、Bは常時従事労働者に限る)
(17)	塩化ビニル(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、F、I (A、Bは常時従事労働者に限る。Fは当該業務に10年以上従事した場合) ○肝又は脾(ひ)の腫大の有無の検査
(18)	塩素(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D
(19)	オーラミン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、H(A、Bは常時従事労働者に限る) ○医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)検鏡の検査、又は、尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査

	業務(物質)	期間	健康診断項目(記号)
(20)	オルトトルイジン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、H(A、Bは常時従事労働者に限る。C、Dは急性の疾患に係る症状にあつては、常時従事労働者に限る。) ○医師が必要と認める場合 ・尿中のオルトトルイジンの量の測定(常時従事労働者に限る。) ・尿沈澱(さ)検鏡の検査又は尿沈澱(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査
(21)	オルトフタロジニド(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D
(22)	カドミウム又はその化合物(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D ○血液中のカドミウムの量の測定 ○尿中のベータ2-ミクログロブリンの量の測定
(23)	クロム酸等を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E、F(A、Bは常時従事労働者に限る。Fは令第23条第4号の業務に4年以上従事した場合) ○鼻粘膜の異常、鼻中隔穿(せん)孔等の鼻腔(くう)の所見の有無の検査
(24)	クロロホルム(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(※1に限る。)	6月	A、B、C、D、I
(25)	クロロメチルメチルエーテル(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、F(A、Bは常時従事労働者に限る)
(26)	五酸化バナジウム(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、 ○肺活量の測定 ○血圧の測定
(27)	コバルト又はその無機化合物(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(触媒として取り扱う業務は適用除外。)	6月	A、B、C、D(A、Bは常時従事労働者に限る)
(28)	コールタール(これをその重量の5パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E、F(A、Bは常時従事労働者に限る。Fは令第23条第6号の業務に5年以上従事した場合)
(29)	酸化プロピレン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務。 (適用除外:○屋外においてタンク自動車等から貯蔵タンクに又は貯蔵タンクからタンク自動車等に注入する業務(直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。)、○貯蔵タンクから耐圧容器に注入する業務(直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。))	6月	A、B、C、D、E(A、Bは常時従事労働者に限る)
(30)	三酸化ニアンチモン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(樹脂等により固形化された物を取り扱う業務は適用除外。)	6月	A、B、C、D(A、Bは常時従事する労働者に限る。C、Dは急性の疾患に係る症状にあつては、常時従事労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) ○医師が必要と認める場合 ・尿中のアンチモンの量の測定(常時従事労働者に限る。) ・心電図検査
(31)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 1 シアン化カリウム 2 シアン化水素 3 シアン化ナトリウム 4 シアン化カリウム又はシアン化ナトリウムに掲げる物をその重量の5%を超えて含有する製剤その他のもの 5 シアン化水素に掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他のもの	6月	A、C、D ○作業条件の調査
(32)	四塩化炭素(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(※1に限る。)	6月	A、B、C、D、E、I
(33)	1-4-ジオキサン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(※1に限る。)	6月	A、B、C、D、I
(34)	1-2-ジクロロエタン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(※1に限る。)	6月	A、B、C、D、E、I
(35)	3-3'-ジクロロ-4-4'-ジアミノジフェニルメタン(略称MOCA)(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、H(A、Bは常時従事労働者に限る。) ○医師が必要と認める場合 ・尿中の当該物質の量の測定(常時従事する労働者に限る。) ・尿沈澱(さ)検鏡の検査 ・尿沈澱(さ)のパパニコラ法による細胞診の検査 ・肝機能検査 ・腎機能検査
(36)	1-2-ジクロロプロパン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(洗浄、払拭業務に限る。)	6月	A、B、C、D、I(A、Bは常時従事労働者に限る。C、Dは急性の疾患に係る症状にあつては、常時従事労働者に限る。)
(37)	ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(※1に限る。)	6月	A、B、C、D、I(A、Bは常時従事労働者に限る。C、Dは急性の疾患に係る症状にあつては、常時従事労働者に限る。)
(38)	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(成形・加工・包装業務に限る。)	6月	A、B、C、D(A、Bは常時従事労働者に限る。C、Dは急性の疾患に係る症状にあつては、常時従事労働者に限る。) ○血清コリンエステラーゼ活性値の測定(常時従事労働者に限る。)
(39)	1-1-ジメチルヒドラジン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D(A、Bは常時従事労働者に限る。)
(40)	臭化メチル(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E
(41)	水銀又はその無機化合物(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(硫化水銀を除く。)	6月	A、B、C、D、G、H
(42)	スチレン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(※1に限る。)	6月	A、B、C、D、I ○尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定 ○白血球数及び白血球分画の検査

	業務(物質)	期間	健康診断項目
(43)	1・1・2・2-テトラクロロエタン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(※1に限る。)	6月	A、B、C、D、E、I
(44)	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(※1に限る。)	6月	A、B、C、D、E、H、I ○尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の測定
(45)	トリクロロエチレン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(※1に限る。)	6月	A、B、C、D、E、I ○尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の測定 ○医師が必要と認める場合は、尿中の潜血検査又は腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
(46)	トルンジイソシアネート(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E
(47)	ナフタレン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(適用除外:①液体状のナフタレン等を製造、取り扱う設備(密閉式の構造に限る)からの試料の採取の業務、②①の設備から液体状のナフタレン等をタンク自動車等に注入する業務(直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る)、③液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務)	6月	A、B、C、D、E、H(A、B、E、Hは常時従事労働者に限る。C、Dは急性の疾患に係る症状にあつては、常時従事労働者に限る。)
(48)	ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状のものに限る)(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E(A、Bは常時従事労働者に限る。)
(49)	ニッケルカルボニル(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月 1年	A、B、C、D(A、Bは常時従事労働者に限る。) F
(50)	ニトログリコール(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D ○血圧の測定 ○赤血球数等の赤血球系の血液検査
(51)	パラジメチルアミノアゾベンゼン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E、H(A、B、Eは常時従事労働者に限る) ○医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)鏡検の検査、又は、尿沈渣(さ)のババニコラ法による細胞診の検査
(52)	パラニトロクロルベンゼン(これをその重量の5パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D
(53)	砒(ひ)素又はその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く)(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E、F(A、Bは常時従事労働者に限る。Fは令第23条第5号の業務に5年以上従事した場合。) ○鼻粘膜の異常、鼻中隔穿(せん)孔等の鼻腔(くう)の所見の有無の検査
(54)	弗(ふっ)化水素(これをその重量の5パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E
(55)	ペータープロピオラトン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E、F(A、Bは常時従事労働者に限る。)
(56)	ベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D(A、Bは常時従事労働者に限る。) ○赤血球数等の赤血球系の血液検査 ○白血球数の検査
(57)	ペンタクロルフェノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E ○血圧の測定 ○尿中の糖の有無の検査
(58)	マゼンタ(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、H(A、Bは常時従事労働者に限る) ○医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)鏡検の検査、又は、尿沈渣(さ)のババニコラ法による細胞診の検査
(59)	マンガン又はその化合物(塩基性酸化マンガンを除く)(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C ○せき、たん、仮面様顔貌、膏(こう)顔、流涎(えん)、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ○握力の測定
(60)	メチルイソブチルケトン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(※1に限る。)	6月	A、B、C、D ○医師が必要と認める場合、尿中の当該物質の量の測定
(61)	沃(よう)化メチル(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E
(62)	リフラクトリーセラミックファイバー(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(適用除外:バインダーにより固形化されたものその他粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務(当該物の切断、穿孔、研磨などの粉じんが発散する恐れのある業務を除く))	6月	A、B、C、D、E、F(A、B、Eは常時従事労働者に限る。C、Dは急性の疾患に係る症状にあつては、常時従事労働者に限る。) ○喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査
(63)	硫化水素(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D
(64)	硫酸ジメチル(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C、D、E、G
(65)	4-アミノジフェニル及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を試験研究のために製造し、又は使用する業務	6月	A、B、C、D、H ○医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)鏡検、又は尿沈渣(さ)のババニコラ法による細胞診の検査
(66)	4-ニトロジフェニル及びその塩(これらの物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を試験研究のために製造し、又は使用する業務	6月	A、B、C、D、H ○医師が必要と認める場合は、尿沈渣(さ)鏡検、又は尿沈渣(さ)のババニコラ法による細胞診の検査

(注)特化則の改正が令和3年4月1日に施行され、上記の表の(59)中の(塩基性酸化マンガンを除く)が除かれ、次の業務等が追加されます。

(61)	溶接ヒューム(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	6月	A、B、C ○せき、たん、仮面様顔貌、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発達以上等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ○握力の測定
------	--	----	--

鉛健康診断

鉛中毒予防規則第 53 条

鉛業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目健康診断を実施しなければなりません。(はんだ付け等一部業務は1年以内ごと)

実施しなければならない項目

- ①業務の経歴の調査
- ②作業条件の簡易な調査(※1)
- ③・鉛による自覚症状及び他覚症状(※2)の既往歴の有無の検査
・⑤及び⑥に掲げる項目についての既往の検査結果の調査
- ④鉛による自覚症状または他覚症状(※2)と通常認められる症状の有無の検査
- ⑤血液中の鉛の量の検査
- ⑥尿中デルタアミノレブリン酸の量の検査

※1 有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等と同様です。(4 ページ参照)

※2 自覚症状または他覚症状については、医師が次の項目のすべてをチェックしなければなりません。(H元.8.22 基発第 462 号)

- 1.食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の疝痛等の消化器症状
- 2.四肢の伸筋麻痺または知覚異常などの末梢神経症状
- 3.関節痛
- 4.筋肉痛
- 5.蒼白
- 6.易疲労感
- 7.倦怠感
- 8.睡眠障害
- 9.焦燥感
- 10.その他

医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

- ⑦作業条件の調査
- ⑧貧血検査
- ⑨赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
- ⑩神経学的検査



医師が必要でないと認める場合に省略できる項目と要件

■医師が必要でないと認める場合に省略できる項目

次の項目は、6月以内ごとに1回の検査で、前回当該検査を受けた者については、医師の判断で省略することができます。

- ⑤血液中の鉛の量の検査
- ⑥尿中デルタアミノレブリン酸の量の検査

■省略要件(以下のすべての要件を満たすこと)(H元.8.22 基発第 463 号)

- ①前回の健康診断を起点とする連続過去3回の鉛健康診断において、異常と思われる所見が認められないこと。
- ②「血液中の鉛の量の検査」並びに「尿中デルタアミノレブリン酸の量の検査」については、前回の当該検査を起点とする連続過去3回の検査の結果、明らかな増加傾向や急激な増減がないと判断されること。
- ③今回の当該健康診断において、鉛による自覚症状または他覚症状のすべてについて、その有無を検査し、その結果、異常と思われる所見がないこと。ただし、これらの症状が、鉛以外の要因によると判断される場合は、この限りではない。
- ④作業環境の状態、作業の状態等が従前と変化がなく、かつその管理が適切に行われていると判断されること。

電離放射線健康診断

電離放射線障害予防規則第 56 条

放射線業務に常時従事し管理区域に立ち入る労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、健康診断を実施しなければなりません。

実施しなければならない項目

- ①被ばく歴の有無の調査及びその評価
被ばく歴を有する者については、
 - 作業の場所、内容、期間
 - 放射線障害の有無
 - 自覚症状の有無
 - 前回の健康診断までに受けた累積の実効線量
 - 前回の健康診断から今回の健康診断までに受けた実効線量並びに眼及び皮膚の等価線量
- ②白血球数及び白血球百分率の検査
- ③赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
- ④白内障に関する眼の検査
- ⑤皮膚の検査



省略できる検査項目及び要件

■④白内障に関する眼の検査(下記のすべてを満たすこと)

- ・雇入れの際または配置替えの際の健康診断であること。
- ・中性子線源(中性子線が発生する装置を含む)及び眼に大量のエックス線又はガンマ線を受けるおそれがある状況下でのこれら放射線の発生装置がある場合でないこと。(H13.3.30 基発第 253 号 一部改正 R2.10.27 基発 1027 第 4 号)

(注)事業者が省略判断できるが、被ばく歴の有無の調査及びその評価の結果、医師が必要と認めた場合は実施が必要。

■②～⑤の全部または一部(下記のすべてを満たすこと)

- ・定期に行う健康診断であること。
- ・医師が必要でないと認めるとき。

※定期に行う健康診断であって以下の要件を満たす場合は、①の検査の結果、医師が必要と認めるとき以外は②～⑤の健康診断項目を行うことを要しません。

- ・健康診断を行おうとする日の属する年の前年1年間に受けた実効線量が5mSVを超えず、かつ健康診断を行おうとする日の属する1年間に受ける実効線量が5mSVを超えるおそれのない者

高気圧業務健康診断

高気圧作業安全衛生規則第 38 条

高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後 6 月以内ごとに 1 回、定期に次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

高圧室内業務: 潜函(かん)工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。
潜水業務: 潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンペからの給気を受けて、水中において行う業務

必ず実施しなければならない項目

- ① 既往歴及び高気圧業務歴の調査
- ② 関節、腰もしくは下肢の痛み、耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状の有無の検査
- ③ 四肢の運動機能の検査
- ④ 鼓膜及び聴力の検査
- ⑤ 血圧の測定並びに尿中の糖及び蛋白の有無の検査
- ⑥ 肺活量の測定

医師が必要と判断した場合に追加実施しなければならない項目

- ⑦ 作業条件調査
- ⑧ 肺換気機能検査
- ⑨ 心電図検査
- ⑩ 関節部のエックス線直接撮影による検査

四アルキル鉛健康診断

四アルキル鉛中毒予防規則第 22 条

四アルキル鉛業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後 6 月以内ごとに 1 回、定期に次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

実施しなければならない項目

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査(※1)
- ③ 四アルキル鉛による自覚症状及び他覚症状(※2)の既往歴の有無の検査並びに⑤及び⑥に掲げる項目についての既往の検査結果の調査
- ④ いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の自覚症状又は他覚症状の有無の検査
- ⑤ 血液中の鉛の量の検査
- ⑥ 尿中デルタアミノレブリン酸の量の検査

※1 有機溶剤に係る特殊健康診断の趣旨等と同様です。(4 ページ参照)

※2 自覚症状または他覚症状については、次の症状があったかどうかを調査することをいいます。

いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状

医師が必要と判断した場合に追加実施しなければならない項目

- ⑦ 作業条件の調査 (全部又は一部)
- ⑧ 貧血検査
- ⑨ 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
- ⑩ 神経学的検査

医師が必要でないとする場合に省略できる項目と要件

■ 医師が必要でないとする場合に省略できる項目

次の項目は、6 月以内ごとに 1 回の定期健康診断で、前回当該検査を受けた者については、医師の判断で省略することができます。

- ⑤ 血液中の鉛の量の検査
- ⑥ 尿中デルタアミノレブリン酸の量の検査

■ 省略要件(以下のすべての要件を満たすこと)(R2.3.4 基発 0304 第 3 号)

- ① 前回の健康診断を起点とする連続過去 3 回の四アルキル鉛健康診断において、異常と思われる所見が認められないこと。
- ② 「血液中の鉛の量の検査」並びに「尿中デルタアミノレブリン酸の量の検査」については、前回の当該検査を起点とする連続過去 3 回の検査の結果、明らかな増加傾向や急激な増減がないと判断されること。
- ③ 今回の当該健康診断において四アルキル鉛による自覚症状または他覚症状のすべてについて、その有無を検査し、その結果、異常と思われる所見がないこと。ただし、これらの症状が、四アルキル鉛以外の要因によると判断される場合は、この限りではない。
- ④ 作業環境の状態、作業の状態等が従前と変化がなく、かつその管理が適切に行われていると判断されること。



歯科健康診断

労働安全衛生規則第 48 条

次の物質のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務についた後 6 月以内ごとに 1 回、定期に、歯科医師による健康診断を実施しなければなりません。

対象物質 ①塩酸 ②硝酸 ③硫酸 ④亜硫酸 ⑤弗化水素 ⑥黄りん ⑦その他歯又はその支持組織に有害な物

石綿健康診断

石綿障害予防規則第 40 条

次の労働者に対しては、石綿健康診断を実施しなければなりません。①については、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に行い、②については、6月以内ごとに1回、定期に行う必要があります。

- ① 石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者
- ② 過去に、石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事したことのある労働者であつて、現に当該事業場に在籍している労働者

必ず実施しなければならない項目

- ① 業務の経歴の調査
- ② 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ③ せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ④ 胸部のエックス線直接撮影による検査

医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

- (①～④の健康診断の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者に限る)
- ⑤ 作業条件の調査
- ⑥ 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

■ 離職者の健康管理手帳制度について

石綿作業に継続して従事していた方が離職した場合は、都道府県労働局に健康管理手帳の交付申請を行うことができます。健康管理手帳の交付を受けた場合には、都道府県労働局が指定する医療機関等で、健康診断を年2回無料で受けることができます。

健康管理手帳の交付要件

- ① 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
- ② 石綿の製造作業、石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業、石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業に1年以上従事していた労働者。ただし、初めて石綿の粉じんにばく露した日から10年以上経過していること。
- ③ ②の作業以外の石綿を取扱う作業に10年以上従事していた労働者。

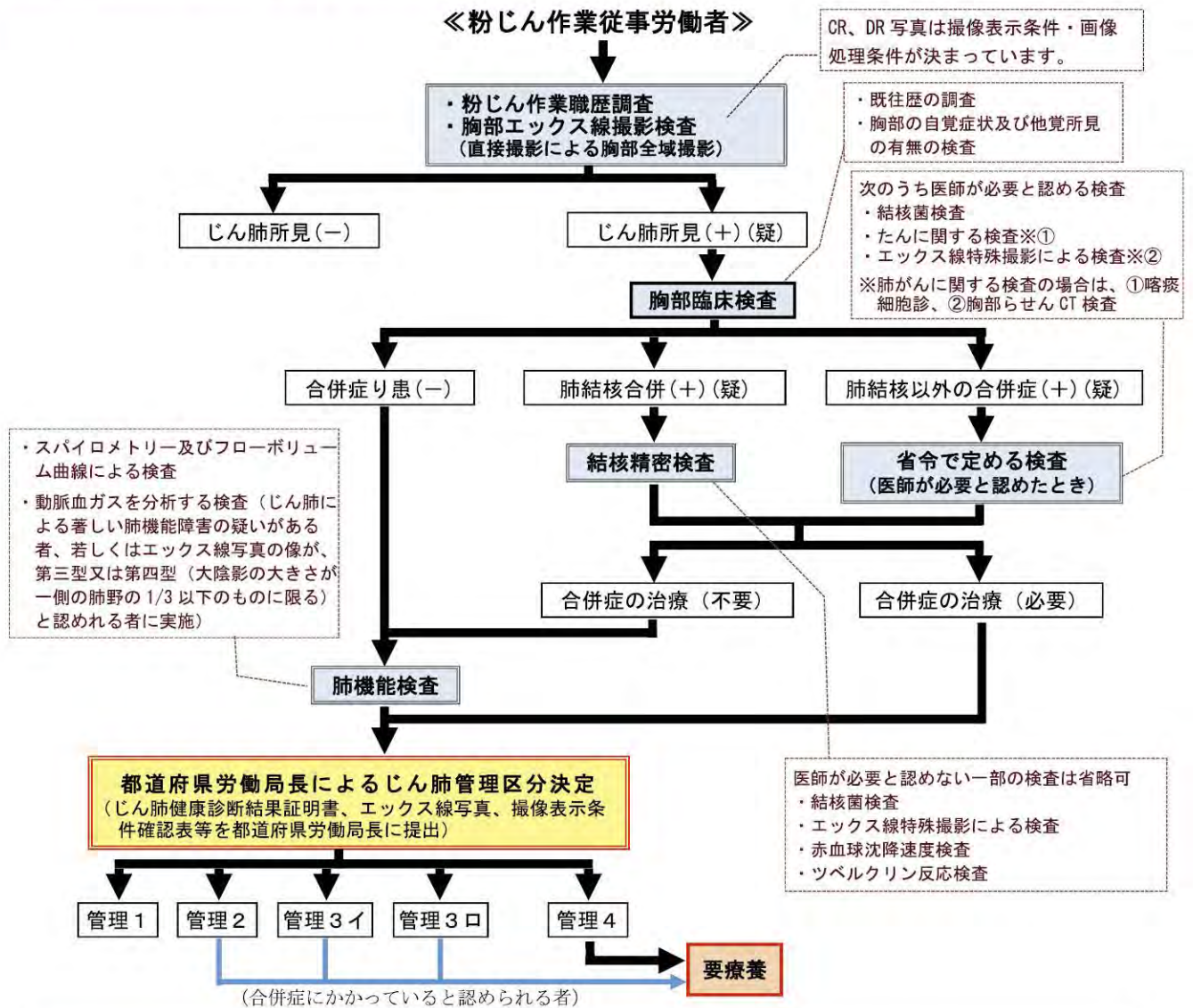
じん肺健康診断

じん肺法第3条、7～9条の2

じん肺法施行規則別表で定められた粉じん作業にこれから従事する労働者、従事している労働者又は従事した労働者に対しては、下表のとおり就業時、定期、定期外、離職時に健康診断を行わなければなりません。

種類	対象者	管理区分	適用条件	健診の時期等
就業時 (じん肺法第7条)	新たに常時粉じん作業に従事する者		次に示す者は対象外 イ 以前に常時粉じん作業に従事すべき職業に従事したことがない者 ロ 1年以内のじん肺健診で所見なし又は管理1の者 ハ 1年以内にじん肺健診を受けて、管理2又は管理3イの者 ニ 6月以内のじん肺健診で管理3ロの者	就業の際
定期 (じん肺法第8条)	常時粉じん作業に従事する者	1		3年以内ごとに1回
		2、3		1年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事させたことがあり、現に非粉じん作業に常時従事する者	2		3年以内ごとに1回
		3		1年以内ごとに1回
定期外 (じん肺法第9条)	常時粉じん作業に従事し、労働安全衛生法に基づく健康診断で、じん肺有所見又はその疑いがある者		管理1又は管理区分未決定の者	診断後速やかに
	合併症により1年を超えて療養のため休業していた者で、その後療養のため休業を要しないと診断された者			就業の際
	合併症により1年を超えて療養していた者で、その後療養を要しないと診断された者			治療が終了した時
離職時 (じん肺法第9条の2)	常時粉じん作業に従事させたことがあり、現に非粉じん作業に常時従事する者	2	定期健康診断又は特定業務従事者の健康診断において、肺がんにかかっている疑いがないと診断されたとき以外	定期のじん肺健診が行われない年の定期健康診断等において、「肺がんに関する検査」を行う。
		1	前回のじん肺健診からの経過期間が1年6月以上	
	常時粉じん作業に従事し、1年以上継続勤務した者の中で、離職をする際、じん肺健康診断を行なうよう求めた者	2、3		
	常時粉じん作業に従事させたことがあり、現に非粉じん作業に従事しており、かつ、1年以上継続勤務している者の中で、離職の際、じん肺健康診断を行なうよう求めた者	2、3	前回のじん肺健診からの経過期間が6月以上	

じん肺健康診断の流れ(健診項目など)



■ じん肺健康診断の一部省略

- ・ じん肺健康診断を行う日前 3 月以内に、当該じん肺健康診断の一部と同一の検査を事業者が行い、又は労働者が受けその結果を事業者に提出した時は、当該検査に相当する検査項目を省略できます。
- ・ じん肺健康診断を行った場合は、労働安全衛生法第 66 条第 1 項、第 2 項に基づく健康診断の検査項目のうち、じん肺健康診断の検査項目に相当する検査は省略できます。



職場のメンタルヘルス対策について

ストレスチェックの実施や、管理者や職員に対するメンタルヘルス研修など職場のメンタルヘルス対策について、お悩みではありませんか？厚生労働省では、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(メンタルヘルス指針)を定め、職場におけるメンタルヘルスケアを促進しています。

メンタルヘルスケアは、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業スタッフ等によるケア」、「事業場外資源によるケア」の「4つのケア」を継続的、計画的に行うことが重要であり、「4つのケア」を継続的、計画的に行っていくために、「心の健康づくり計画」を策定しましょう。

奈良産業保健総合支援センターではメンタルヘルス対策促進員を無料で事業場に派遣し、「心の健康づくり計画」づくりをお手伝いしています。また、助成金が利用できる制度もあります。

詳しくはホームページをご覧ください。

奈良さんぽ



健康管理手帳制度

労働安全衛生法第 67 条

- がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務に従事したことがあり、一定の要件に該当する方は、離職の際又は離職後に都道府県労働局長に申請し審査を経た上で、健康管理手帳が交付されます。
- 健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で、定められた項目についての健康診断を決まった時期に年 2 回（じん肺の健康管理手帳については年 1 回）無料で受けることができます。



健康管理手帳の交付対象業務と要件は下表のとおりです。

業務の種類	交付要件
ベンジジン及びその塩(これらの物をその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 ペーターナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務 ジアニジジン及びその塩(これらの物をその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に 3 月以上従事した経験を有すること。 ※ベンジジン、ペーターナフチルアミン又はジアニジジンに関する業務の従事期間の合計が 3 月以上となる場合を含む。
粉じん作業(じん肺法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する粉じん作業をいう。)に係る業務	じん肺法の規定により決定されたじん肺管理区分が管理 2 又は管理 3 であること。
クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩(これらの物をその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(これらの物を鉱石から製造する事業場以外の事業場における業務を除く。)	当該業務に 4 年以上従事した経験を有すること。
無機砒素化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く)を製造する工程において粉碎をし、三酸化砒素を製造する工程において焙焼若しくは精製を行い、又は砒素をその重量の 3 パーセントを超えて含有する鉱石をホツ法若しくはグリナワルド法により製錬する業務	当該業務に 5 年以上従事した経験を有すること。
コークス又は製鉄用発生炉ガスを製造する業務(コークス炉上において若しくはコークス炉に接して又はガス発生炉上において行う業務に限る。)	当該業務に 5 年以上従事した経験を有すること。
ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に 3 年以上従事した経験を有すること。
ベリリウム及びその化合物(これらの物をその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあっては、ベリリウムをその重量の 3 パーセントを超えて含有するものに限る。))を含む。)を製造し、又は取り扱う業務(これらの物のうち粉状の物以外の物を取り扱う業務を除く。)	両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。
ベンゾトリクロドを製造し、又は取り扱う業務(太陽光線により塩素化反応をさせることによりベンゾトリクロドを製造する事業場における業務に限る。)	当該業務に 3 年以上従事した経験を有すること。
塩化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル(塩化ビニルの共重合体を含む。)の懸濁液から水を分離する業務	当該業務に 4 年以上従事した経験を有すること。
石綿等(石綿若しくは石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する製剤その他のものをいう)の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを放散する場所における業務	次のいずれかに該当する方 ① 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること ② 次の作業に 1 年以上従事していた方。ただし、初めて石綿等の粉じんにばく露した日から 10 年以上経過していること ・ 石綿等の製造作業 ・ 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業 ・ 石綿等の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業 ③ ②の作業以外の石綿等を取り扱う作業に 10 年以上従事していた方 ④ ②の従事期間の月数を 10 倍し、③の従事期間の月数との合計が 120 月以上の場合であって、かつ、初めて石綿等の粉じんにばく露した日から 10 年以上経過していること
1,2-ジクロロプロパン(これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤、その他の物を含む)を取り扱う業務(屋内作業場及び有機則第 1 条第 2 項に定める車両、タンク、坑の内部など通風の悪い場所における印刷機、その他の設備の清掃業務に限る)	当該業務に 2 年以上従事した経験を有すること。
オルトトルイジン(これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	当該業務に 5 年以上従事した経験を有すること。

指導勸奨による健康診断 一覧

通達で健康診断を実施するよう示されている業務等は次のとおりです。

- ①紫外線・赤外線にさらされる業務
- ②著しい騒音を発する屋内作業場などにおける騒音作業
- ③マンガン化合物(塩基性酸化マンガンに限る。)を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを 発散する場所における業務
- ④黄りんを取り扱う業務、又はりんの化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- ⑤有機りん剤を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- ⑥亜硫酸ガスを発散する場所における業務
- ⑦二硫化炭素を取り扱う業務又は、そのガスを発散する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く。)
- ⑧ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- ⑨脂肪族の塩化又は臭化合物(有機溶剤として法規に規定されているものを除く。)を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- ⑩砒素化合物(アルシン又は砒化ガリウムに限る。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- ⑪フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- ⑫アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。)を取り扱う業務又はその ガス、蒸気若しくは粉じんを 発散する場所における業務
- ⑬クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- ⑭沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- ⑮米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じん等を発散する場所における業務
- ⑯超音波溶着機を取り扱う業務
- ⑰メチレンジフェニルイソシネート(M. D. I)を取り扱う業務又はこのガス若しくは蒸気を発散する場所における業務
- ⑱フェザーミル等飼肥料製造工程における業務
- ⑲クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務
- ⑳キーパンチャーの業務
- ㉑都市ガス配管工事業務(一酸化炭素)
- ㉒地下駐車場における業務(排気ガス)
- ㉓チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務
- ㉔チェーンソー以外の振動工具(さく岩機、チップングハンマー、スインググラインダー等)の取扱いの業務
- ㉕重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業
- ㉖金銭登録の業務
- ㉗引金付工具を取り扱う業務
- ㉘情報機器作業
- ㉙レーザー機器を取り扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務

騒音健康診断

「騒音障害防止のためのガイドライン」
(H4. 10. 1 基発第 546 号)

騒音作業に従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、次の項目の健康診断を実施する必要があります。

第一次健康診断の結果、騒音によると思われる症状が認められ、かつ、医師が必要と認める者については、二次検査を実施しなければなりません。

雇入時等健康診断項目(雇入時・配置換え時)

- ①既往歴及び業務歴の調査
- ②自覚・他覚症状の有無の検査
- ③オージオメータによる 250、500、1,000、2,000、4,000、8,000Hz における聴力検査
- ④その他医師が必要と認める検査



定期健康診断項目(6月以内ごとに1回)

- ①既往歴及び業務歴の調査
- ②自覚・他覚症状の有無の検査
- ③オージオメータによる 1,000、4,000Hz における選別聴力検査

医師が必要と認める場合の二次検査項目

- ④オージオメータによる 250、500、1,000、2,000、4,000、8,000Hz における聴力検査
- ⑤その他医師が必要と認める検査

■事後措置

健康診断の結果、聴力低下が認められる者等に対しては、防音保護具使用の励行や騒音作業に従事する時間の短縮などを行ってください。

腰痛健康診断

「職場における腰痛予防対策指針」
(H25.6.18 基発 0618 第1号)

重量物取扱い作業、介護・看護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対しては、当該作業に配置する際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、健康診断を実施する必要があります。

配置前の健康診断

配置前の労働者の健康状態を把握し、その後の健康管理の基礎資料とするため、配置前の健康診断の項目は、次のとおりとすること。

- ① 既往歴(腰痛に関する病歴及びその経過)及び業務歴の調査
- ② 自覚症状(腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等)の有無の検査
- ③ 脊柱の検査:姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊椎棘突起の圧痛等の検査
- ④ 神経学的検査:神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、筋萎縮などの検査
- ⑤ 脊柱機能検査:クラウス・ウェーバーテスト又はその変法(腹筋力、背筋力等の機能のテスト)

医師が必要と認める者に実施しなければならない項目

- ⑥ 画像診断と運動機能テスト等

定期健康診断

- ① 既往歴(腰痛に関する病歴及びその経過)及び業務歴の調査
- ② 自覚症状(腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等)の有無の検査

医師が必要と認める者に追加実施しなければならない項目

- ③ 脊柱の検査:姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊椎棘突起の圧痛等の検査
- ④ 神経学的検査:神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、徒手筋力テスト、筋萎縮等の検査
- ⑤ 画像診断と運動機能テスト等



ストレスチェック制度について

労働安全衛生法が改正され、平成26年12月から、ストレスチェックの実施が義務付けられています。

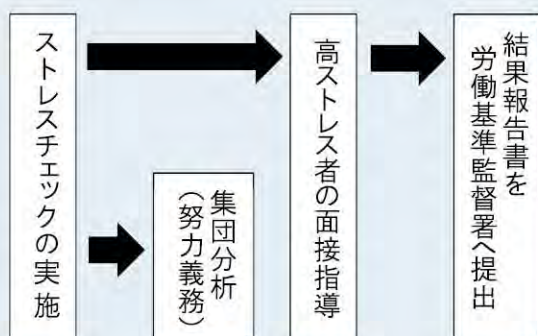
○実施対象事業場:労働者数50人以上の事業場(労働者数50人未満の事業場は努力義務)

○対象労働者:常時使用する労働者(以下の要件を満たす者)

- ① 期間の定めのない労働契約により使用される者(期間の定めのある契約により使用される者であつて、当該契約の契約期間が1年以上である者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む。)であること。
- ② その者の1週間の労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

○実施の頻度:1年以内ごとに1回、定期に実施

○実施の流れ



【集団分析を行って職場改善を】

ストレスチェックにより、労働者本人のセルフケアを進めるとともに、職場環境の改善に取り組むことが大切です。

ストレスチェックの結果を職場や部署単位で集計・分析することにより高ストレス者の多い部署が明らかとなります。この結果を踏まえ、その部署の業務内容、労働時間などと合わせて評価し、その部署の仕事の量や質の負担が高かったり、その部署への支援が低かったりして、職場の健康リスクが高まっている場合は、職場環境等の改善が必要です。

振動健康診断

チェーンソー及びチェーンソー以外の振動工具を使用する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、次の項目の健康診断を実施する必要があります。

第1次健康診断の結果、振動によると思われる症状が認められ、かつ、医師が必要と認める者については、第2次健康診断を実施しなければなりません。

なお、チェーンソー以外の振動工具取扱い業務健康診断については、対象の振動工具の種類によっては、1年に1回(冬期)の健康診断でよい場合があります。

健康診断項目

■チェーンソー取扱い業務 (昭和48.10.18 基発第597号、昭和50.10.20 基発第609号)

第1次健康診断	第2次健康診断
①職歴調査 ②自覚症状調査 ③視診、触診(爪の変化、指の変形、皮膚の異常、骨・関節の変形・異常、上肢の運動機能の異常・運動痛、筋萎縮、筋・神経そのの圧痛、触覚の異常、腱反射の異常等) ④運動機能検査(握力及び5回法による維持握力) ⑤血圧、最高血圧及び最低検査 ⑥末梢循環機能検査(常温※1における手指の皮膚温及び爪圧迫テスト) ⑦末梢神経機能検査(常温における手指の痛覚及び指先の振動覚)	①末梢循環機能検査(常温及び冷却負荷※2のそれぞれにおける、手指の皮膚温及び爪圧迫テスト) ②末梢神経機能検査(常温及び冷却負荷のそれぞれにおける、手指の痛覚及び振動覚) ③運動機能検査(60%法による維持握力、つまみ力及びタッピング) 医師が必要と認めた場合に実施しなければならない項目 ④末梢循環機能検査(冷却負荷における指尖容積脈波) ⑤末梢神経機能検査(手背等の温覚及び冷覚) ⑥心電図検査(安静時心電図。また、必要な場合は負荷心電図検査) ⑦エックス線検査(直接撮影) ⑧オージオメーターによる聴力検査

※1 室温 20℃～23℃の室内で30分以上安静にさせた後に行うこと。

※2 5℃±0.5℃の冷水中に手首まで10分間浸漬すること。

■チェーンソー以外の振動工具取扱い業務 (昭和49.1.28 基発第45号、昭和50.10.20 基発第609号)

第1次健康診断	第2次健康診断
①職歴等の調査 a 使用工具の種類等(工具の種類、型式及び振動に係する仕様(毎分ストローク数、ピストンのストローク、研削といしの直径、毎分回転数、出力、重量、防振装置の有無等)) b 作業の状況(○作業方法の具体的内容○経験年数及び取扱い時間(1連続取扱い時間、最近1月間における1日の最長取扱い時間及び平均取扱い時間並びに1月の取扱い日数等)) c その他(保護具の使用状況、職場の温熱環境等) ②問診 a 手指のレイノー現象、手指のこわばり、しびれ・いたみ等の異常、上肢のいたみ・しびれ等の異常、手指、上肢の触覚・温冷覚・痛覚等の感覚の異常、手指、上肢等の筋力及び運動機能の異常その他の症状の有無・程度・範囲等 b 不眠・めまい・頭痛等の症状の有無 c 既往症の有無 ③視診、触診(爪の異常、指及び手の皮ふ・骨又は関節の異常、上肢の運動機能の異常及び骨又は関節の異常並びに運動痛、筋萎縮、筋、神経そのの圧痛等並びに触覚、腱反射の異常等) ④握力検査 ⑤血圧検査 ⑥末梢循環機能検査※(常温における手指の爪圧迫テスト及び皮膚温) ⑦末梢神経機能検査※(常温における手指等の痛覚及び振動覚) ⑧手関節及び肘関節のエックス線検査(雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に限る)	①末梢循環機能検査※(常温及び冷却負荷における手指の爪圧迫テスト及び皮膚温) ②末梢神経機能検査※(常温及び冷却負荷における手指等の痛覚及び振動覚) ③筋力検査(a 5回法又は60%法による維持握力 b つまみ力) 医師が必要と認めた者については、次の項目のうち必要と認める事項 ④末梢循環機能検査(常温又は冷却負荷における指尖容積脈波) ⑤末梢神経機能検査(常温又は冷却負荷における手指の温痛覚及び冷痛覚) ⑥筋運動検査(タッピング) ⑦心電図又は負荷心電図 ⑧手関節又は肘関節のエックス線検査(各種症状の状況、前回の健康診断の所見等よりみて、特にこの検査が必要とされる場合に限る。)



情報機器作業健康診断

「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」
(R1.7.12 基発 0719 第 3 号)

情報機器作業に従事する労働者に対しては、次の表の作業区分に応じて、下記の健康診断項目を実施する必要があります。

(「FVDT 作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(平成 14.4.5 基発第 0405001 号)は廃止され、新たに「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」が示されました。)

作業区分	作業区分の定義	作業の例
作業時間又は作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの (全ての者が健診対象)	1日に4時間以上情報機器作業を行う者であって、次のいずれかに該当するもの ・作業中は常時ディスプレイを注視する、又は入力装置を操作する必要がある ・作業中、労働者の裁量で適宜休憩を取ることや作業姿勢を変更することが困難である	コールセンターで相談対応(その対応録をパソコンに入力) モニターによる監視・点検・保守 パソコンを用いた校正・編集・デザイン プログラミング CAD 作業 伝票処理 テープ起こし(音声の文書化作業) データ入力
上記以外のもの (自覚症状を訴える者のみ健診対象)	上記以外の情報機器作業対象者	上記の作業で4時間未満のもの 上記の作業で4時間以上ではあるが労働者の裁量による休憩をとることができるもの 文書作成作業 経営等の企画・立案を行う業務(4時間以上のもも含む。) 主な作業として会議や講演の資料作成を行う業務(4時間以上のもも含む。) 経理業務(4時間以上のもも含む。) 庶務業務(4時間以上のもも含む。) 情報機器を使用した研究(4時間以上のもも含む。)

注:「作業の例」に掲げる例はあくまで例示であり、実際に行われている(又は行う予定の)作業内容を踏まえ、「作業区分の定義」に基づき判断すること。

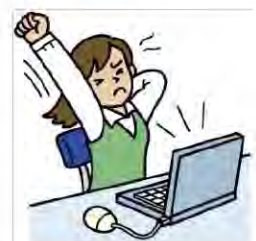
健康診断項目

配置前の健康診断 (新たに情報機器作業を行う場合)	定期的健康診断 (1年以内ごとに1回)
①業務歴の調査 ②既往歴の調査 ③自覚症状の有無の調査 a 眼疲労を主とする視器に関する症状 b 上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状 c ストレスに関する症状 ④眼科学的検査 a 視力検査(○遠見視力の検査、○近見視力の検査) b 屈折検査 c 自覚症状により目の疲労を訴える者に対しては、眼位検査、調節機能検査 ⑤筋骨格系に関する検査 a 上肢の運動機能、圧痛点等の検査 b その他医師が必要と認める検査	①業務歴の調査 ②既往歴の調査 ③自覚症状の有無の調査 a 眼疲労を主とする視器に関する症状 b 上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状 c ストレスに関する症状 ④眼科学的検査 a 視力検査(○遠見視力の検査、○近見視力の検査、○40歳以上の者に対しては、調節機能検査及び医師の判断により眼位検査(③において特に異常が認められず、遠見視力又は近見視力がいずれも、片眼視力(裸眼又は矯正)で両眼とも0.5以上が保持されている者については、省略可能)) b その他医師が必要と認める検査 ⑤筋骨格系に関する検査 a 上肢の運動機能、圧痛点等の検査 b その他医師が必要と認める検査

■事後措置

配置前又は定期的健康診断によって発見した健康障害要因を詳細に分析し、有所見者に対して次の保健指導等の措置を適切に講じるとともに、予防対策の確立を図ってください。

- ①業務歴の調査、自覚症状、各種検査結果等から愁訴の主因を明らかにし、必要に応じ、保健指導、専門医への受診指導等により健康管理を進めるとともに、作業方法、作業環境等の改善を図ること。また、職場内のみならず職場外に要因が認められる場合についても必要な保健指導を行うこと。
- ②情報機器作業の視距離に対して視力矯正が不適切な者には、支障なく情報機器作業ができるように、必要な保健指導を行うこと。
- ③作業者の健康のため、情報機器作業を続けることが適当でないと判断される者又は情報機器作業に従事する時間の短縮を要すると認められる者等については、産業医等の意見を踏まえ、健康保持のための適切な措置を講じること。



健康診断実施後の措置

注) Ⅲについては、安衛法に基づく健康診断についての事後措置を基本に記載しており、じん肺法に基づくじん肺健康診断の事後措置は異なります。

I 健康診断結果の記録と保存(労働安全衛生法第 66 条の3)

健康診断結果は、健康診断個人票(じん肺健康診断にあつては「じん肺健康診断結果証明書」)を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておかなければなりません。

種類	保存期間
石綿健康診断	40年間
電離放射線健康診断	30年間
除染等電離放射線健康診断	30年間
特定化学物質健康診断(特別管理物質に限る)	30年間
じん肺健康診断	7年間
上記以外の健康診断	5年間



II 各種健康診断結果報告書等の所轄労働基準監督署長への提出(労働安全衛生法第 100 条)

健康診断(定期のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく、健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

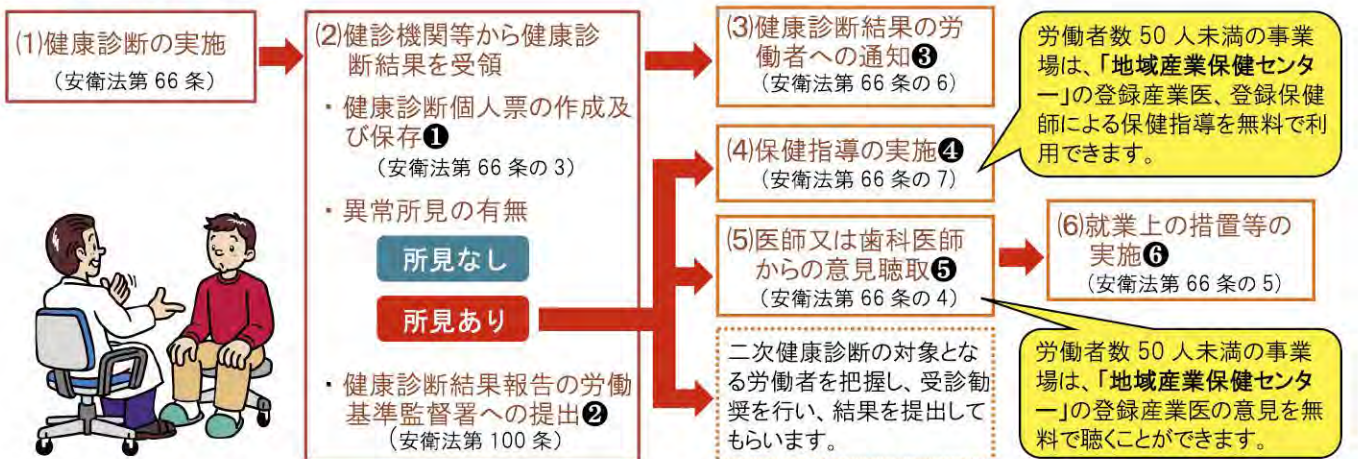
報告様式は厚生労働省のホームページからダウンロードできます。(最寄りの労働基準監督署でも配布しています。)



※粉じん作業を行う事業者は、じん肺健康診断の実施の有無にかかわらず、毎年、12月31日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年2月末日までに、「じん肺健康管理実施状況報告(様式8号)」として所轄労働基準監督署に提出しなければなりません。

		提出対象事業所規模		提出期限
		規模を問わず	50人以上	
一般健診	雇入時の健康診断	—	—	—
	定期健康診断	—	○	遅滞なく
	特定業務従事者の健康診断	—	○	遅滞なく
	海外派遣労働者の健康診断	—	—	—
	給食従業員の検便	—	—	—
	じん肺健康診断	○	—	※
特殊健診	石綿健康診断	○	—	遅滞なく
	有機溶剤健康診断	○	—	遅滞なく
	鉛健康診断	○	—	遅滞なく
	電離放射線健康診断	○	—	遅滞なく
	特定化学物質健康診断	○	—	遅滞なく
	高気圧業務健康診断	○	—	遅滞なく
	四アルキル鉛健康診断	○	—	遅滞なく
	歯科健康診断	—	○	遅滞なく
	指導勧奨による健康診断	○	—	遅滞なく

III 事後措置の流れ



- ① 健康診断結果の記録と保存(安衛法第66条の3)
健康診断個人票を作成し、保存しておかなくてはなりません。(上記、I 参照)
- ② 所轄労働基準監督署長への報告(安衛法第100条)
健康診断(定期)を実施した事業者は「健康診断結果報告書」を遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。(上記、II 参照)
- ③ 健康診断結果の労働者への通知(安衛法第66条の6)
健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。
- ④ 保健指導の実施(安衛法第66条の7)★
健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めてください。
- ⑤ 医師等からの意見聴取(安衛法第66条の4)★
健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師(歯科医師による健康診断については歯科医師)の意見を聞かなければなりません。
- ⑥ 就業上の措置の決定(安衛法第66条の5)
上記⑤による医師又は歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。

★④、⑤について、労働者規模 50 人未満の事業場は地域産業保健センターが利用できます。(無料)

奈良労働局 各労働基準監督署一覧

労働局・監督署	〒	所在地	電話番号
奈良労働局 労働基準部 健康安全課	630-8570	奈良市法蓮町 387 番地 奈良第三地方合同庁舎	0742(32)0205
奈良労働基準監督署	630-8301	奈良市高畑町 552 奈良第二地方合同庁舎	0742(23)0435
	管轄区域:奈良市・大和郡山市・天理市・生駒市・生駒郡・山辺郡		
葛城労働基準監督署	635-0095	大和高田市大中 393	0745(52)5891
	管轄区域:大和高田市・橿原市・御所市・香芝市・葛城市・北葛城郡・高市郡		
桜井労働基準監督署	633-0062	桜井市粟殿 1012	0744(42)6901
	管轄区域:桜井市・宇陀市・磯城郡・宇陀郡・吉野郡東吉野村		
大淀労働基準監督署	638-0821	吉野郡大淀町下淵 364 番地 1	0747(52)0261
	管轄区域:五條市・吉野郡(東吉野村を除く)		

奈良県下の地域産業保健センター

■労働者が 50 人未満の事業場で、労働者の健康診断結果について医師からの意見聴取、保健指導の実施、健康相談等をご希望される場合は、下記の地域産業保健センターにご相談ください。

地域窓口 (担当コーディネーター連絡先)	所在地
北和地域産業保健センター (TEL070-2153-1823) (TEL070-4530-8454)	〒630-8031 奈良市柏木町 519-7 奈良市医師会内 TEL0742-33-5235
葛城地域産業保健センター (TEL070-2153-1824) (TEL070-7464-8429)	〒639-0251 香芝市逢坂 1-374-1 北葛城地区医師会内 TEL0745-71-7277
桜井地域産業保健センター (TEL080-9048-2238)	〒633-0062 桜井市粟殿 1000-1 桜井市保健福祉センター陽だまり 3 階 桜井地区医師会内 TEL0744-43-8766
南和地域産業保健センター (TEL080-9048-2239)	●〒639-3111 吉野郡吉野町上市133吉野町中央公民館 吉野郡医師会内 TEL0746-34-2353 ●〒637-0036 五條市野原西 6-1-18 保健福祉センターカルム五條 2 階 五條市医師会内 TEL0747-25-3059

「奈良産業保健総合支援センター」では、働く方々のこころとからだの健康のため、事業主や人事労務担当者、産業医や衛生管理者などの産業保健スタッフを対象に、産業保健サービスを無料で提供しています。

- 産業保健関係者を対象にした研修
- 産業保健に関する相談対応
- メンタルヘルス対策促進員によるメンタルヘルス対策の普及促進のための事業場訪問
- 両立支援促進員による治療と仕事の両立支援のための両立支援(相談、個別調整)

詳しくは、ホームページをご覧ください。

奈良さんぽ



無料



独立行政法人労働者健康安全機構

奈良さんぽ

奈良産業保健総合支援センター

〒630-8115 奈良市大宮町 1-1-32 奈良交通第 3ビル 3 階

電話 0742-25-3100 FAX 0742-25-3101